

福井駅西口中央地区市街地再開発事業委員会設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、福井駅西口中央地区市街地再開発事業委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、新幹線時代を見据えて、福井駅周辺の様々な動き等を踏まえながら、福井駅西口中央地区市街地再開発事業のあり方について、賑わいの創出などを含め、幅広く議論することを目的とする。

(協議項目)

第3条 委員会は、下記のことについて協議を行う。

- (1) 福井駅周辺（アオッサや駅前電車通り、J R高架下など）の現状分析や課題整理及び賑わい創出のあり方
- (2) 福井駅西口中央地区に求められる機能

(組 織)

第4条 委員会の委員は、別表1に定めるものとする。

- 2 委員会には、オブザーバーを加える。

(委員長)

第5条 委員会には、委員長を置き、委員長は福井市副市長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて開催する。

- 2 委員会が必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福井市都市戦略部コンパクトシティ推進室に置く。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年6月2日から施行する。